

三右の御回答は十月三日迄に願ひます
右の如く従業員一同にて歎願に及らます

昭和八年十月二日

日比野硝子工場従業員一同

日比野硝子工場主殿

十月九日午後六時ヨリ工場事務所ニ於テ従業員側代表皆川
利吉外五名ハ事業主ニ會見シタルカ事業主側ヨリ従業員ノ交
渉事項ヲ白紙ニ改メ左記事項ニ依リ交渉ヲ提議シタルニ
従業員側ハ協議中ノ日給並ニ協議費用ノ支出ヲ要求シタル
ニ事業主ハ今回ノ協議ニ因リ多大ノ損害ヲ蒙リ塔ルヲ以テ
其ノ点ハ譲歩セラレ度ト述ベ双方折衝シタル結果事業主側
ノ譲歩ヲ諒トシ一應全後業員ニ諮リ何分ノ回答ヲ為ス事ヲ
約シ會見ヲ終リタリ

事業主提示案

- 一、職首者ヲ示サス
 - 二、本年三月昇給シタル分ヲ一切貸下スルコト
 - 三、協議中ノ日給ハ支給セス
 - 四、協議費用トシテ金一封ヲ支給ス
- 右及中(通)報候也